

関ヶ原町維持管理個別施設計画（道路橋梁）（1.5m以上）

(凡例) ○:点检 △:設計 □:修繕 ■:更新 ◆:撤去

令和8年4月現在

[illegible]

※修繕計画について、点検結果により、Ⅲ以上の判定となった橋梁について優先的に対策を実施します。特にⅣの判定となった場合においては、緊急に措置を講じます。

なお、修繕計画は各年度での点検が完了した時点で第三者への影響や路線の重要度など総合的に勘案して見直す場合があります。

※当年度より後の修繕計画の費用については、点検結果より試算した概算の費用であり、各施設の詳細な状態を把握した段階において適宜更新していきます。

| 判定区分 | 区分     | 状態                                           |
|------|--------|----------------------------------------------|
| I    | 健全     | 構造物の機能に支障が生じていない状態                           |
| II   | 予防保全段階 | 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態   |
| III  | 早期措置段階 | 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態             |
| IV   | 緊急措置段階 | 構造物の機能に支障が生じている。又は、生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 |